



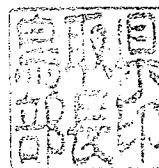
第202000281230号

令和3年2月16日

鳥取海区漁業調整委員会

会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部長 西尾 博之



鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について（第6管理期間）の変更（諮問）

漁業法など的一部を改正する等の法律（平成30年法律第95号）附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律（平成8年法律第77号）第4条の規定に基づく「鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画」について、同条第7項の規定に基づき変更をしたいので、同条第10項で準用する第4項に基づき、貴委員会の意見を求めます。

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について
(第6管理期間)(案)

令和2年大臣承認日 公表

第1 くろまぐろの保存及び管理に関する方針

- 1 本県においては、くろまぐろは、曳き縄漁業や定置漁業を中心に漁獲され、本県にとって重要な資源となっている。
- 2 このため、くろまぐろの保存及び管理を通じて安定的で持続的な利用を図る観点から、国の中長期計画により決定された漁獲可能量のうち本県の知事管理量について本県の漁業の実態に応じた適切な管理措置を講じることとする。
- 3 本県の知事管理量を適切に管理するためには、くろまぐろの採捕の数量を的確に把握する必要があることから、採捕の数量の報告体制を整備し、適切な報告がなされるよう漁業者等の指導・確認を行うものとする。併せて、採捕の数量が積み上がり本県の知事管理量に近づいた場合は、この旨を直ちに公表するとともに、早期是正措置を講じるものとする。
- 4 また、適切な管理を行っていくためには、くろまぐろの分布、回遊状況、当該資源を取り巻く環境等についてのより詳細な科学的数据又は知見が必要であり、当該データの蓄積又は調査研究の進展を図るために、県水産試験場を中心とし、国又は関係都道府県との連携の下、資源調査体制の充実強化を図ることとする。
- 5 これらのほか、本県の知事管理量の遵守を図る観点から、海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号。以下「法」という。)第13条第2項に規定される協定の締結を図り、本県の管理措置と相まった漁業者による自主的な漁獲管理の取組を推進する。

第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項

くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	10.8トン	うち1.0トンを留保する
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	1.0トン	うち0.1トンを留保する

全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。

第3 くろまぐろの知事管理量に関し、採捕の種類別、海域別又は期間別の数量に関する事項

法第13条第2項の規定に基づく本県知事の認定を受けた協定の締結により、定置漁業、曳き縄漁業及びその他漁業は厳格な管理措置を実施する。

第4 くろまぐろの知事管理量に関し実施すべき施策に関する事項

第2の知事管理量を遵守するため、以下の管理措置を講じるものとする。

1 緊急報告体制及び緊急管理措置について

(1) 各漁業協同組合は急激な採捕の数量の積み上げに備え、下表に該当する場合は速やかに県に一報の上、採捕の数量報告を行うものとする。

漁業協同組合	漁業種類	報告基準
鳥取県漁業協同組合	・定置漁業	・1か統／日当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・曳き縄漁業	・1隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
	・その他漁業	
田後漁業協同組合	・曳き縄漁業	・1隻／操業当たり 100 キログラムを超える量の採捕
中部漁業協同組合	・その他漁業	
赤崎町漁業協同組合		
米子市漁業協同組合		

(2) (1)の県への一報は下表の体制により行うものとする。

漁業協同組合	漁業者の段階	漁業協同組合の段階	県
鳥取県漁業協同組合	・各漁業者から、支所長に連絡 ^{*1}	・支所長から、本所指導部に電話連絡	・漁協又は本所指導部から県水産課にメール/FAX連絡 ^{*2}
田後漁業協同組合	・各漁業者から、販売担当者に連絡	・販売担当者から組合長に電話連絡	
中部漁業協同組合			
赤崎町漁業協同組合	^{*1}		
米子市漁業協同組合			・県水産課は送信者に受信連絡

※1 各漁業協同組合は、上表の漁業者と漁業協同組合間の連絡網を整備するものとする。

※2 県は、上表の各漁業協同組合と県水産課間の連絡網（土日祝祭日、年末年始等の閉庁時の連絡網を含む）を別に定めるものとする。

(3) (1)の一報があった際、漁業者が取り組む緊急の管理措置は下表のとおりとする。また、県は当該採捕の数量報告を受けた際に、以下の緊急の管理措置が実施されているかどうかを確認し、必要な措置を行うものとする。

漁業種類	緊急の管理措置
定置漁業	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合は所属組合員に対し大量入網があった旨の緊急連絡をする。 ・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者は混獲時の生存個体の放流、くろまぐろの入網時の網の開放及び臨時休漁を実施、漁業協同組合は荷受けを自粛する。
曳き縄漁業・その他	<ul style="list-style-type: none"> ・当該漁業協同組合から所属組合員に対し大量漁獲があった旨の緊急連

漁業	<p>絡をする。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・本県の残枠が判明するまでの当面の間、漁業者はくろまぐろを目的とした操業の自粛、混獲時の生存個体の放流を実施し、漁業協同組合は荷受けを自粛する。
----	---

(4) 県全体の合計で1日原則0.2トンを超える採捕の数量の報告があった際は、速やかに採捕の数量を国に報告する。なお、大型魚と小型魚共に同様の措置とする

2 採捕の数量の公表等について

(1) 県は法第8条第2項の規定に基づき、本県の採捕の数量が知事管理数量を超えるおそれがあると認める場合として、本県の第2の数量の7割を超え、又はそのおそれがあると認める時点で、当該数量を公表するものとする。

(2) また、採捕の数量が我が国全体の小型魚若しくは大型魚別の漁獲可能量の7割を超えて、又はそのおそれがあると認める時点で農林水産大臣から当該採捕の数量が公表される。この際、当該公表がされた時点で本県の(1)の公表がされていない場合は、農林水産大臣の当該採捕の数量の公表をもって本県の(1)の公表とする。

3 早期是正措置

県は採捕の数量を公表した後、速やかに法第9条第2項の規定に基づく助言、指導又は勧告を内容とする以下の早期是正措置を本県管内の漁業者等に対し講じるものとする。なお、(1)～(4)は大型魚と小型魚共に同様の措置とする。

(1) 第2の知事管理量の7割を超えて、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）にあっては操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、2キログラム未満の生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあっては生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、1日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を助言し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(2) 第2の知事管理量の8割を超えて、又はそのおそれがあると認めるとき。

- ・曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、操業時間短縮又は操業回数（日数）抑制の実施に努め、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- ・定置漁業にあっては混獲のみとし、2キログラム未満の生存個体の放流に取り組み50キログラム以上の漁獲が2日連続した場合、2日間出漁を見合わせる。
- ・これらの措置の実施を指導し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(3) 第2の知事管理量の9割を超え、又はそのおそれがあると認めるとき。

- 曳き縄漁業及びその他漁業（定置漁業を除く）は、くろまぐろを目的とした操業は自粛し、やむを得ない混獲の場合であっても生存個体は放流し、超過を確実に避けるために、1日1人1尾を混獲採捕した時点で、当該日の全漁業者の操業は切り上げる。
- 定置漁業は、くろまぐろの採捕は混獲のみとし、生存個体は放流する。
- これらの措置の実施を勧告し、併せて、所属漁業協同組合に当該措置の履行確認を依頼する。

(4) 遊漁（遊漁者及び遊漁船業者）の管理について

- (ア) 県は、管内の漁業者へ管理の取組を指導した場合は、管内の遊漁船業者に対しても同様の指導を行うものとする。この場合、県は国に対し当該指導内容を速やかに報告するものとする。
- (イ) 特にプレジャーボート等を利用した採捕の実態が必ずしも明らかでないことから、県は国と協力しつつ、釣り団体の各ホームページやテレビ等の媒体を通じて、くろまぐろの管理状況や漁業者の取組への理解と協力を呼びかけるものとする。

第5 その他海洋生物資源の保存及び管理に関する重要事項〈採捕の停止命令〉について

県は、第2の知事管理量の9割5分を超えた時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。また、農林水産大臣が我が国全体の小型魚若しくは大型魚の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて当該採捕の数量を公表した場合においても、その時点における本県の採捕の数量をもって知事管理量に達したと見なされることから、当該公表の時点で、法第10条第2項の規定に基づく採捕の停止命令を発出する。

なお、遊漁者による採捕の数量も知事管理量に含むこととされているため、県が採捕の停止命令措置（法第10条関係）を講じた場合は、本県の海面における遊漁者も、当該命令の対象となる。従って、県は管内の遊漁者についても、当該命令の対象となるとともに、本県管内の漁業者と同様の指導を行うものとする。

鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画の変更について
(現在の管理期間: 令和2年4月1日～令和3年3月31日)

1 現管理期間の都道府県別配分量の変更について

鳥取県の配分量

区分	変更前配分数量	変更後配分数量	増減
小型魚	8.4トン	10.8トン	大型魚と小型魚との融通: 2.4トン
大型魚	3.4トン	1.0トン	大型魚と小型魚との融通: △2.4トン

○大中型まき網漁業と大型魚、小型魚の融通調整が整ったため。

2 県計画の変更案（新旧対照表）

新	旧												
鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間) 令和2年大臣認可日公表	鳥取県の海洋生物資源の保存及び管理に関する計画第1の別に定める「くろまぐろ」について (第6管理期間) 令和2年11月27日公表												
第1 略	第1 略												
第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項	第2 くろまぐろの漁獲可能量について鳥取県の知事管理量に関する事項												
<table border="1"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)</td> <td>10.8トン</td> <td>うち1.0トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)</td> <td>1.0トン</td> <td>うち0.1トンを留保する</td> </tr> </table> <p>全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。</p>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	10.8トン	うち1.0トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	1.0トン	うち0.1トンを留保する	<table border="1"> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)</td> <td>8.4トン</td> <td>うち0.8トンを留保する</td> </tr> <tr> <td>くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)</td> <td>3.4トン</td> <td>うち0.3トンを留保する</td> </tr> </table> <p>全国における小型魚又は大型魚の採捕の数量がそれぞれ我が国全体の漁獲可能量を超えるおそれがあると著しく大きいと認めて、農林水産大臣が当該数量を公表した場合は、本県の知事管理量が消化されていない場合であっても、その時点における本県の採捕の数量をもって、上表の本県の知事管理量とする。</p>	くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	8.4トン	うち0.8トンを留保する	くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	3.4トン	うち0.3トンを留保する
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	10.8トン	うち1.0トンを留保する											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	1.0トン	うち0.1トンを留保する											
くろまぐろ30キログラム未満の小型魚(以下「小型魚」という。)	8.4トン	うち0.8トンを留保する											
くろまぐろ30キログラム以上の大型魚(以下「大型魚」という。)	3.4トン	うち0.3トンを留保する											
第3～第5 略	第3～第5 略												

〈参考〉現管理期間（令和2年4月1日～令和3年3月31日）の漁獲実績（2月20日時点）
【小型魚（30kg未満）】

	漁獲枠	漁獲累計	消化率	残枠
曳き網・その他	3,850kg	554.10kg	14.4%	3,295.90kg
定置網	3,750kg	2,294.85kg	61.2%	1,455.15kg
県留保	800kg	105.10kg	13.1%	694.90kg
合計	8,400kg	2,954.05kg	35.2%	5,445.95kg

〈定置網〉

- 4月8日から漁獲されるようになり、6月18日時点で定置網に配分された枠（2,300kg）を消化し、漁獲量は2,294.85kg
- 例年より、2か月程度漁獲時期が早まったが、枠の積み上がりによる、操業への影響なし。

〈曳き縄・その他〉

- ・11月下旬から漁獲されるようになったが、まとまった漁獲がなく、漁獲量は 554.10kg
- ・今期は11月時点で兵庫県以北日本海の水温が例年より1~3°C高く、日本海南部で越冬する小型魚の南下が遅れている可能性が不調の要因として考えられる。

【大型魚（30kg以上）】

	漁獲枠	漁獲累計	消化率	残枠
曳き縄・その他	0kg	0kg	0%	0.0kg
定置網	3,100kg	143.9kg	4.6%	2,956.1kg
県留保枠	300kg	0kg	0%	300.0kg
合計	3,400kg	143.9kg	4.2%	3,256.1kg

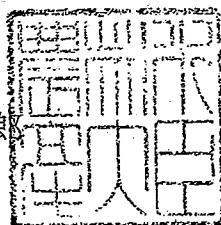
・定置網で、5月12日、5月25日、6月2日に30~60kgサイズの漁獲があった。



2水管第1883号
令和2年12月10日

鳥取県知事 殿

農林水産大臣 野上 浩太郎



(旧海洋生物資源の保存及び管理に関する法律第3条第9項において準用する同条第5項の規定に基づく意見照会について(くろまぐろ第6管理期間)

漁業法等の一部を改正する等の法律(平成30年法律第95号)附則第28条の規定によりなお効力を有するものとされた同法第6条の規定による廃止前の海洋生物資源の保存及び管理に関する法律(平成8年法律第77号)第3条第7項の規定に基づく海洋生物資源の保存及び管理に関する基本計画(令和元年12月26日公表)の変更に当たり、同条第2項第6号に規定する都道府県別に定めるくろまぐろの数量を別紙のとおり定めることについて、同条第9項において準用する同条第5項の規定に基づき、その関係部分について貴職の意見を求めるので、令和2年12月15日(火)までに回答願います。

(別紙)

都道府県名	鳥取県
-------	-----

貴都道府県におけるくろまぐろの第6管理期間(令和2年4月から令和3年3月まで)の都道府県別に定める数量は以下のとおりです。

・第6管理期間の都道府県別に定める数量

(1)30キログラム未満の小型魚	10.8トン
(2)30キログラム以上の大型魚	1.0トン



第202000285034号
令和3年2月17日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋一



知事許可漁業の許可に係る制限措置及び申請期間の公示並びに許可の有効期間について（諮問）

鳥取県漁業調整規則（令和2年鳥取県規則第54号）第12条第3項の規定に基づき、知事許可漁業の公示する制限措置の内容及び申請すべき期間を定めることについて、諮問します。

また、同規則第16条第2項に基づき、知事許可漁業の許可の有効期間を短縮して定めることについて、併せて諮問します。

担当
漁業調整担当 吉村
電話：0857-26-7318
ファクス：0857-26-8131

鳥取県漁業調整規則(令和2年鳥取県規則第54号。以下「規則」という。)第12条第1項の規定に基づき、規則第5条第1項に規定する漁業について、許可又は起業の認可をすべき制限措置並びに申請すべき期間を次のように定める。

1 許可又は起業の認可をすべき制限措置の内容

(1) かご網

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
かわはぎ かご網	鳥取県沖合	定めなし	定めなし	周年	定めなし	1

(2) 固定式刺網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき船舶等の数
一重網	鳥取県沖合（中海及び境水道を除く）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	定めなし	1
三重網	【東部地区】 日野川河口中央から正北の線以東の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	【東部地区】 西伯郡阿弥陀川以東に漁業根拠地を有するもの	16
	【西部地区（中海及び境水道を除く）】 西伯郡甲川河口中央から正北の線以西の鳥取県沖合（中海及び境水道を除く。）	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	【西部地区】 西伯郡阿弥陀川以西に漁業根拠地を有するもの	2

(3) 小型定置網漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
小型定置網	【泊地先】 東伯郡湯梨浜町泊地先。ただし、次の点アから点才までを順次直線で結んだ線及び点才と点アを直線で結んだ線によ	定めなし	定めなし	1月1日から12月31日まで	漁業協同組合又は7名以上の共同経営体	1

	り囲まれた海域。 点ア 北緯35度31分53秒 東経133度57分28秒 点イ 北緯35度32分00秒 東経133度57分52秒 点ウ 北緯35度31分35秒 東経133度58分03秒 点エ 北緯35度31分30秒 東経133度57分46秒 点オ 北緯35度31分39秒 東経133度57分34秒 (世界測地系)					
--	---	--	--	--	--	--

(4) 潜水器漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
潜水器	【福部地先】 岩美郡岩美町と鳥取市の境界と最大高潮時海岸線との交点から331度10分(真方位、以下同じ。)の線と鳥取市福部町と同市浜坂の境界と最大高潮時海岸線との交点から323度40分の線及び最大高潮時海岸線から1,500メートルの線で囲まれた海域	定めなし	定めなし	6月1日から8月31日まで	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書	3
	【酒津地先】 鳥取市小沢見と同市気高町の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度(真方位、以下同じ。)の線と同市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線の間の鳥取県沖合及び次の点ア、イ、ウ、エ、アを順次結ぶ線によって囲まれた海域のうち鳥取市気高町宝木と同町浜村の境界と最大高潮時海岸線との交点から0度の線以西の海域	定めなし	定めなし	6月1日から8月31日まで	操業区域を共有する共同漁業権者の同意書 操業区域を共有する共同漁業権者の同意書	4

	点ア 北緯35度32分02秒、 東経134度03分48秒 点イ 北緯35度31分38秒、 東経134度03分49秒 点ウ 北緯35度31分39秒、 東経134度04分11秒 点エ 北緯35度32分01秒、 東経134度04分11秒					
	【泊地先】 鳥取市と東伯郡の境界と最大高潮時海岸線との交点から342度30分(真方位、以下同じ。)の線と東伯郡湯梨浜町大字宇谷と同町大字宇野の境界と最大高潮時海岸線との交点から352度30分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	6月1日 から8月 31日まで	操業区域を 共有する共 同漁業権者 の同意書 操業区域を 共有する共 同漁業権者 の同意書	1
	【米子市地先(淀江町地先を除く。)】 米子市淀江町佐陀と同町二本木の境界と最大高潮時海岸線との交点から13度10分(真方位、以下同じ。)の線と米子市と境港市の境界と最大高潮時海岸線との交点から66度00分の線の間の鳥取県沖合	定めなし	定めなし	6月1日 から8月 31日まで	操業区域を 共有する共 同漁業権者 の同意書 操業区域を 共有する共 同漁業権者 の同意書	4

(5) あわび漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総 トン数	推進機関 の馬力数	漁業時期	漁業を営む 者の資格	許可又は起 業の認可を すべき漁業 者の数
あわび	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から353度40分(真方位)の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から353度40分(真方位)の線及び最大高潮時2,000メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	定めなし	1月1日 から12月 31日まで	御来屋地先 海面におけ る水産動植 物の採捕に 関する協定 に参加して いる者	19

(6) なまこ漁業

漁業種類	操業区域	船舶の総トン数	推進機関の馬力数	漁業時期	漁業を営む者の資格	許可又は起業の認可をすべき漁業者の数
なまこ	【御来屋地先】 西伯郡大山町長野と同町豊成の境界と最大高潮時海岸線との交点から 353 度 40 分 (真方位) の線、西伯郡阿弥陀川河口中央から 353 度 40 分 (真方位) の線及び最大高潮時 2,000 メートルの海岸線によって囲まれた海域	定めなし	定めなし	1月1日 から 12月 31日まで	御来屋地先 海面における水産動植物の採捕に関する協定に参加している者	2

2 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月1日から同月12日まで

3 許可の有効期間

(1) かご網（かわはぎかご網）

許可日から令和3年9月30日まで

(2) 固定式刺網（一重網）漁業

令和3年4月1日から令和8年3月31日まで

(3) 固定式刺網（三重網）漁業

許可日から令和5年10月31日まで

(4) 小型定置網漁業

令和3年4月17日から令和8年4月16日まで

(5) 潜水器漁業

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(6) あわび漁業（御来屋地先）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

(7) なまこ漁業（御来屋地先）

令和3年4月1日から令和4年3月31日まで

4 この公示に係る許可又は起業の認可には、条件を付けることがある。

許可又は起業の認可をすべき知事許可漁業の公示について

令和3年2月25日
鳥取県水産課

1 概要

漁業法の改正に伴い、漁業の許可又は起業の認可をする際には、許可又は起業の認可をすべき船舶等の数又は漁業者の数、申請期間等を公示しなければならない。

また、許可の有効期間を規定の年数より短くする場合は海区漁業調整委員会に諮詢しなければならない。

2 公示内容について

(1) 許可すべき漁業者の数

漁業の種類	漁業種類	許可予定の数	備考
かご網	かわはぎかご網	1	新規（福部支所）
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	1	新規（福部支所）
	三重網（中海及び境水道を除く）	16	東部地区 申請忘れ（中山支所）
	三重網（中海及び境水道を除く）	2	西部地区 新規（淀江支所）
小型定置網漁業	小型定置漁業（泊）	1	許可期限満了による
潜水器漁業	潜水器漁業（福部）	3	"
	"（酒津）	4	"
	"（泊）	1	"
	"（米子市）	4	"
あわび漁業	あわび漁業	19	御来屋地先のみ 許可期限満了による
なまこ漁業	なまこ漁業	2	"

(2) 申請期間

令和3年3月1日（月）から令和3年3月12日（金）まで

3 許可の有効期間について

漁業の種類	漁業種類	許可の有効期間 (漁期途中の新規等の場合)	備考
かご網	かわはぎかご網	許可日から 令和3年9月30日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。(※4)
固定式刺網漁業	一重網（中海及び境水道を除く）	令和3年4月1日から 令和8年3月31日まで	有効期間：5年間 (※1)
	三重網漁業（中海及び境水道を除く）	許可日から 令和5年10月31日まで	漁業許可の管理上、有効期間の満了日を同一にするため、短縮。(※4)
小型定置漁業	小型定置漁業 (泊地先)	令和3年4月17日から 令和8年4月16日まで	有効期間：5年間 (※1)
潜水器漁業	潜水器漁業	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	有効期間：1年間 (※3)
あわび漁業	あわび漁業 (御来屋地先)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	有効期間：1年間 (※3)
なまこ漁業	なまこ漁業 (御来屋地先)	令和3年4月1日から 令和4年3月31日まで	有効期間：1年間 (※3)

【参考】鳥取県漁業調整規則

(許可の有効期間)

第16条 許可の有効期間は、次の各号に掲げる漁業の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める期間とする。ただし、前条第1項(第1号に係る部分を除く。)の規定によって許可をした場合は、従前の許可の残存期間とする。

- (1) 法57条第1項の農林水産省令で定める漁業並びに第5条第1項第1号から第3号まで、第6号、第10号及び第12号から第15号までに掲げる漁業 5年 ※1
- (2) 第5条第1項第4号、第5号、第7号から第9号まで及び第11号に掲げる漁業 3年 ※2
- (3) 第5条第1項第16号から第18号までに掲げる漁業 1年 ※3

- 2 知事は、漁業調整のため必要な限度において、鳥取海区漁業調整委員会の意見を聴いて、前項の期間より短い期間を定めることができる。 ※4



第202000287265号
令和3年2月17日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部水産振興局長 國米 洋



「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の一部改正
について（協議）

このことについて、小型いかつり漁業の方針を改正したいので、貴委員会の意見を求めます。

担当：水産課漁業調整担当 吉村 電話：0857-26-7318 ファクシミリ：0857-26-8131
--

「漁業の許可又は起業の認可等に関する取扱方針」の新旧対照表

改正後			改正前		
第1～第7 略 別表2 1～11 略			第1～第7 略 別表2 1～11 略		
12 小型いかつり			12 小型いかつり		
漁業種類	項目	内容	漁業種類	項目	内容
ア 小型 いかつり (県内船 5 トン以上 30 トン未 満)	制限 <u>船舶の総 トン数</u>	5トン以上 30トン未満	ア 小型 いかつり (県内船 5 トン以上 30 トン未 満)		別に定める。
	推進機関 <u>の馬力数</u>	定めなし			
	操業区域	鳥取県沖合			
	漁業時期	1月1日から 12月31日まで			
	漁業を営む者の資格	定めなし			
	条件	(1) 漁業の許可及び取締り等に関する省令(昭和38年農林省令第5号。)別表第4いか釣り漁業の項第1号口からりまでの水域で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。 (2) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。 (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と、東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。			

イ 小型 いかつり (県外船)		別に定める。	イ 小型 いかつり (県外船)		別に定める。
13~17 略			13~17 略		

附 則

この改正は、令和2年○月○日から適用する。

参考

小型いかつり漁業（県内総トン数5トン以上30トン未満船）許可取扱方針

鳥取県海面漁業調整規則第8条（昭和40年鳥取県規則第46号）に基づく小型いかつり漁業（以下「小型いかつり漁業」という。）の許可に係る取扱方針を下記のとおり定める。

記

1 適用範囲

この取扱方針は、鳥取県内に住所を有する者で総トン数5トン以上30トン未満の船舶を使用し、小型いかつり漁業の許可を受け、同漁業を営もうとする場合に適用する。

2 許可期間 3年間

3 操業区域 鳥取県沖合

4 操業期間 1月1日から12月31日まで

5 許可の制限又は条件

- (1) 指定漁業の許可及び取締り等に関する省令（昭和38年農林省令第5号）別表第2いか釣り漁業の項第1号口からりまでの操業禁止区域内で操業する場合は、18灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (2) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線以東の海域における最大高潮時海岸線から3,500メートル以内及び東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線以西の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、9灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (3) 鳥取市浜坂と同市福部町との境界から正北の線と、東伯郡北栄町由良川河口中央から正北の線との間の海域における最大高潮時海岸線から7,000メートル以内で操業する場合は、6灯を超える集魚灯を装備してはならない。
- (4) 毎月の漁獲成績を翌月の末日までに別に定める漁獲成績報告書により、知事に報告しなければならない。

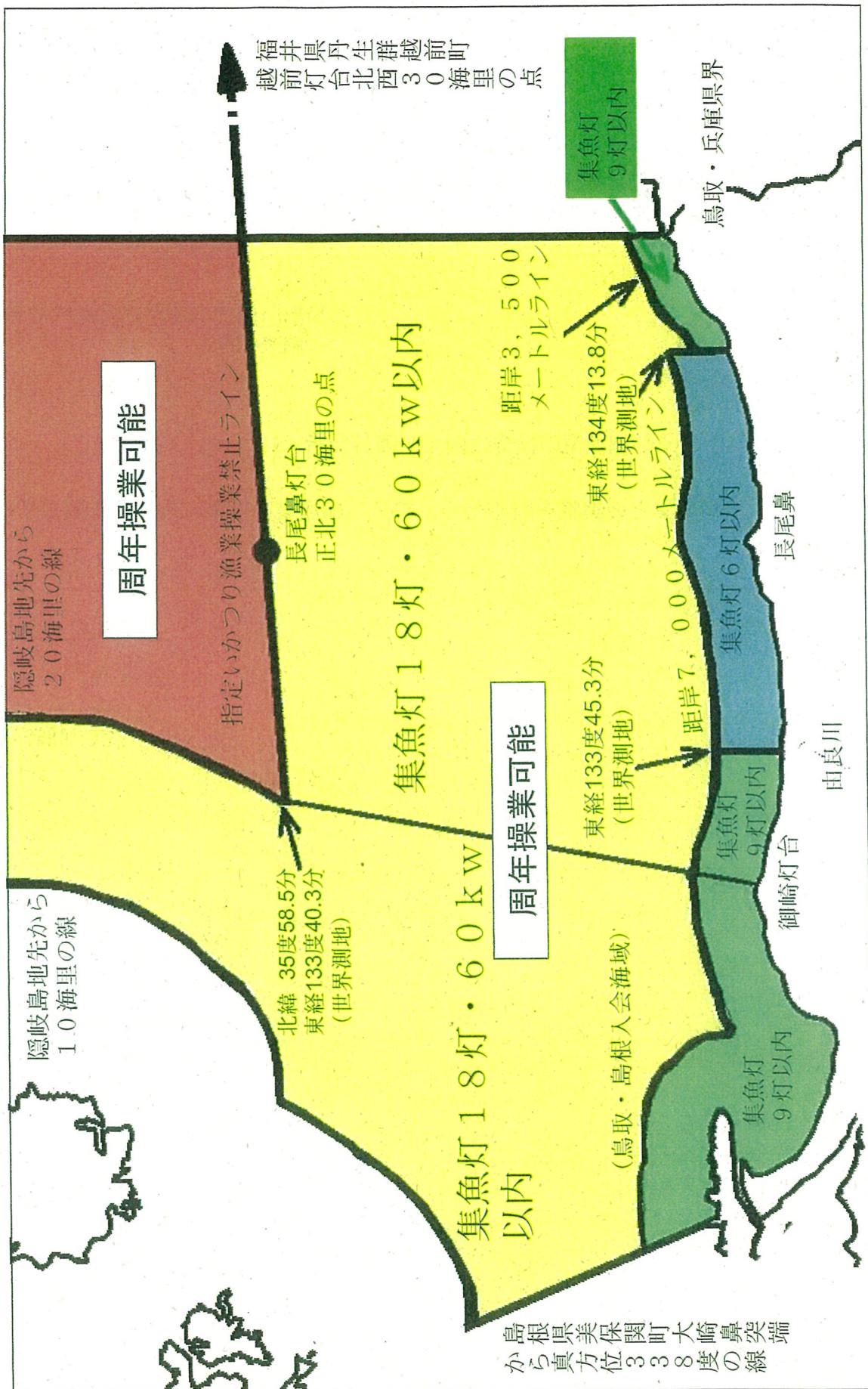
6 許可申請時における提出書類

- (1) 申請理由書
(2) 操業計画書（別紙様式）
(3) 所属漁業協同組合長又は鳥取県小型いかつり漁業協会長の副申書
(4) その他知事が必要と認めた書類（代表者選定届、船舶使用承諾書等）

附 則

- 1 この方針は、平成26年2月4日から施行する。
2 平成14年10月17日施行の小型いかつり漁業（県内総トン数5トン以上10トン未満船）許可取扱方針及び平成14年3月15日施行の小型いかつり漁業（県内総トン数10トン以上30トン未満船）許可取扱方針は廃止する。
3 この方針施行前にした漁業の許可又は起業の認可は、この方針に基づいてしたものとみなす。

鳥取県小型いかつり漁業操業区域図 (県内5トン以上30トン未満船)





第202000287422号
令和3年2月12日

鳥取海区漁業調整委員会
会長 渡部 俊明 様

鳥取県農林水産部水産振興局長
國米 洋一

すくい網漁業の操業に関する委員会指示について（協議）

他種漁業との調整を図るため、すくい網漁業の操業に関する委員会指示について協議します。

――担当――

漁業調整担当 吉田
電話：0857-26-7318
ファクシミリ：0857-26-8131

すくい網漁業の操業に関する指示について

他種漁業との調整のため、昭和63年から委員会指示により、一部承認漁業としている。

内容：○阿弥陀川以東の操業は、海区の承認が必要

○島根県船は漁獲実績がある者、操業区域は御崎以西

○操業期間 5/1～9/30

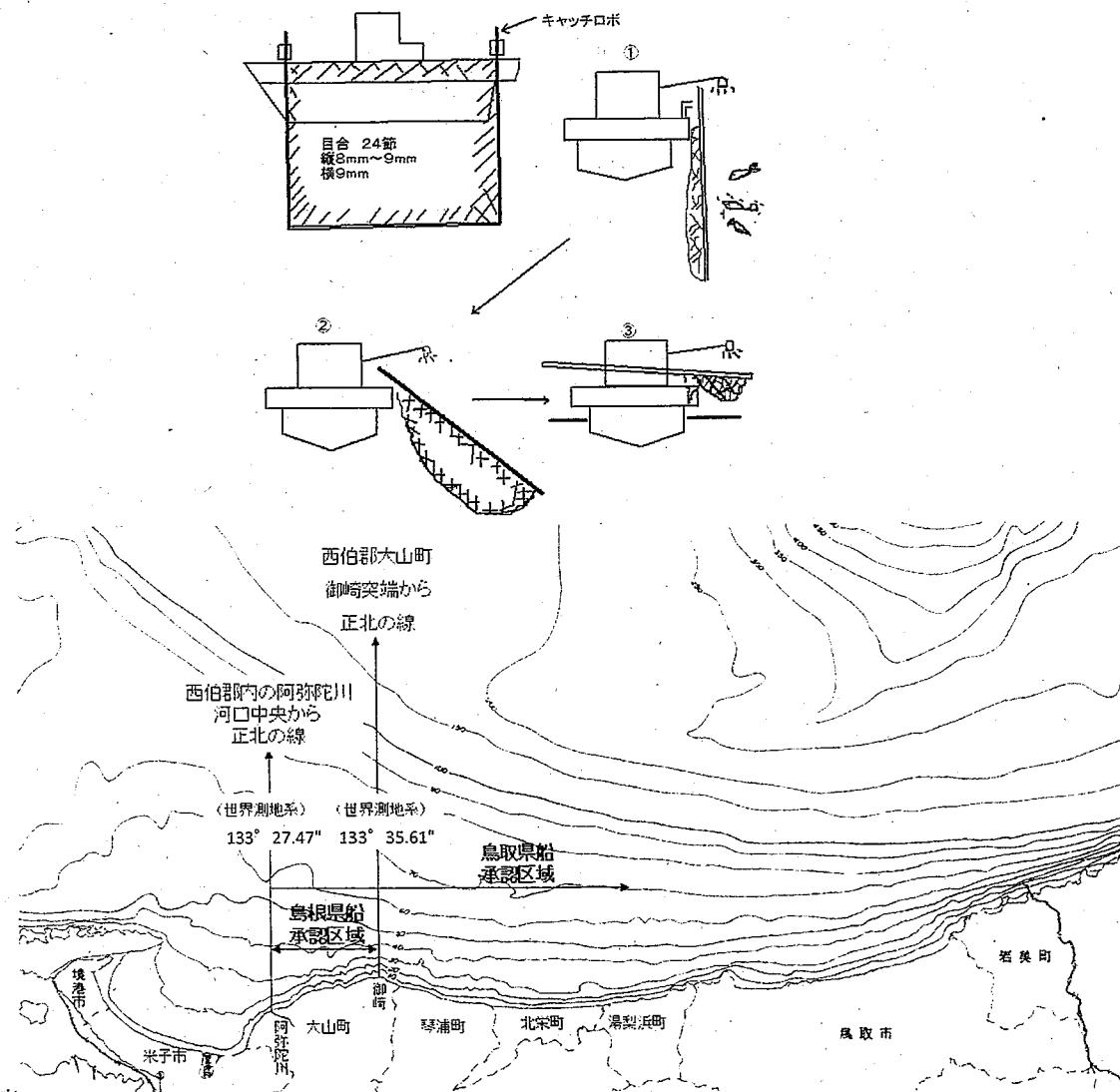
○使用船舶 総トン数10トン未満漁船

○指示期間 1年間

(漁業法第120条…漁業調整委員会は漁業調整上必要な時は関係者に対して必要な指示をすることができる)

すくい網漁業とは

魚群に（主にイワシ）の密集している場所に漁船を持っていき、集魚灯を使用して魚群を水面に浮き上がらせて魚群を油圧式漁労機械（キャッチロボ）ですくい獲る漁法。



(参考)

平成15～令和2年実績(漁獲成績報告書)

	島根県					鳥取県(境、淀江、御来屋、中山、赤崎、酒津)				
	承認隻数	うち実績数	実操業期間	漁獲量(トン)	金額(千円)	承認隻数	うち実績数	実操業期間	漁獲量(トン)	金額(千円)
平成15年	40	40	6月中～9月中	410	67,675	19	13	6月中～9月上	42	3,074
平成16年	40	40	6月下旬～8月中旬	60	32,998	21	5	6月上～8月上	20	1,667
平成17年	40	40	6月上～8月上	348	32,596	21	12	6月上～9月中	53	4,622
平成18年	40	40	6月上～7月下旬	213	19,854	17	2	6月中～9月上	38	3,628
平成19年	40	40	7月上～7月下旬	63	8,873	18	1	5月下旬～7月中	13	2,151
平成20年	39	39	6月上～8月上	288	50,907	17	9	6月中～7月上	7	467
平成21年	40	40	6月上～8月上	84	25,889	17	10	6月中～7月上	13	1,405
平成22年	39	39	5月中～9月中	263	49,702	17		6月下旬～8月上	12	1,879
平成23年	38	38	5月中～9月中	201	48,740	18	4	6月中～8月上	20	2,655
平成24年	38	38	7月上～8月上	50	19,098	19	6	6月中～8月上	10	2,014
平成25年	38	36	5月上～7月下旬	130	16,479	19	3	5月下旬～6月中	7	738
平成26年	36	35	5月上～8月上	29	9,304	16	3	5月下旬～7月上	6	405
平成27年	27	27	6月上～8月上	10	2,938	15	1	6月中旬	0.03	15
平成28年	27	24	5月下旬～7月上	28	13,706	11	0		0	0
平成29年	24	24	5月中～8月下旬	70	19,315	10	15月上～6月上		3	900
平成30年	24	23	6月上～7月下旬	12	9,147	10	15月上～7月下旬		4	1,256
平成31年	23	22	7月上～8月下旬	8	2,112	10	15月中～5月下旬		0.21	58
令和2年	22	22	6月中～7月上	9	712	3	集計中	集計中	集計中	集計中

鳥取海区漁業調整委員会告示第 1 号

鳥取県海面におけるすくい網漁業（集魚を目的とする照明設備及び動力式漁ろう装置を備えた船舶を使用するものに限る。以下同じ。）の操業について、漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき次のとおり指示する。

令和 3 年 月 日

鳥取海区漁業調整委員会会長 渡 部 俊 明

西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 27.65 分。以下同じ。）以東の鳥取県海面において、令和 3 年 5 月 1 日から同年 9 月 30 日までの間にすくい網漁業を操業しようとする者は、使用する船舶ごとに鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）の承認を受けなければならない。

なお、承認の内容等は、次のとおりである。

1 承認の内容

(1) 承認を受けられる者

県内に住所を有する者にあってはすくい網漁業に係る漁具を保有する者（以下「県内業者」という。）とし、県内に住所を有しない者にあってはすくい網漁業の実績を有する者（以下「県外業者」という。）とする。

(2) 承認の対象となる船舶

総トン数 10 トン未満の漁船

(3) 操業区域

ア 県内業者にあっては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面
イ 県外業者にあっては、西伯郡大山町阿弥陀川河口中央から正北の線と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 35.42 分）の間の鳥取県海面

(4) 承認を受けた者の操業の条件

- ア 操業に際し、委員会から交付された承認証を当該承認に係る船舶内に備え付けなければならない。
イ 操業中は、鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領（令和 3 年 月 日付（案の施行日）第 1 号鳥取海区漁業調整委員会会長通知。以下「要領」という。）で定める標識を掲げなくてはならない。
ウ 共同漁業権に係る漁場の区域内で操業しようとする者は、当該共同漁業権を有する者の同意を得なければならない。
エ 他種漁業の操業を妨げてはならない。
オ 漁獲物は、本県の漁港に陸揚げしなければならない。ただし、天災その他やむを得ない事情がある場合は、この限りでない。
カ 操業期間満了後速やかに、要領で定める漁獲成績報告書を委員会に提出しなければならない。

2 承認の取消し

この指示に違反して操業した場合は、承認を取り消すことがある。

鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領

(趣旨)

第1条 この要領は、令和2年鳥取海区漁業調整委員会告示第 号（すくい網漁業の操業に関する指示について。以下「指示」という。）に基づき、すくい網漁業の操業の承認に関し必要な事項を定めるものとする。

(申請書の提出)

第2条 西伯郡内の阿弥陀川河口中央から正北の線以東の鳥取県海面におけるすくい網漁業の操業の承認を受けようとする者は、操業承認申請書（様式第1号）を1部作成し、鳥取海区漁業調整委員会事務局（鳥取県鳥取市東町一丁目220番地 鳥取県農林水産部水産振興局水産課内）に提出すること。
2 鳥取県内に住所を有する者（以下「県内者」という。）に係る申請書は、その者が属する漁業協同組合又は支所が取りまとめ、操業承認申請一覧表（様式第2号）を作成し添付すること。（ただし、漁業協同組合に所属しない者についてはこの限りでない。）
3 鳥取県内に住所を有しない者（以下「県外者」という。）に係る申請書は、その者の住所を管轄する都道府県知事を経由（操業承認申請一覧表（様式第2号）を添付）して提出すること。

(承認の通知)

第3条 鳥取海区漁業調整委員会（以下「委員会」という。）が承認したときは、県内者にあってはその者の申請を取りまとめた漁業協同組合又は支所に、県外者にあってはその者の申請を経由した都道府県知事に通知するものとする。

(承認証の交付)

第4条 委員会が承認したときは、承認証（様式第3号）を県内者にあっては承認した船舶の主たる根拠地港において漁具を確認の上、交付するものとし、県外者にあっては根拠地港に所在する漁業協同組合を経由して交付するものとする。

(承認内容の変更承認)

第5条 承認証の内容を変更しようとする者は、変更承認申請書（様式第4号）に承認証を添付して提出するものとする。この場合における手続については、前3条の規定を準用する。

(承認証の再交付)

第6条 承認証を亡失し、又はき損したときは、速やかに承認証再交付申請書（様式第5号）を提出しなければならない。この場合における手続については、第2条から第4条までの規定を準用する。

(操業標識)

第7条 指示の1の(4)のイの操業標識は、様式第6号によるものとする。

(漁獲成績報告書)

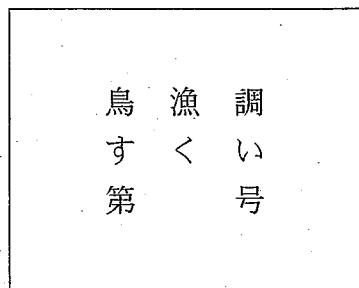
第8条 指示の1の(4)のカの漁獲成績報告書は、様式第7号によるものとする。

(共同漁業権に係る区域内での操業の同意)

第9条 指示の1の(4)のウに基づく同意を得た者は、それを証する書面の写しを速やかに鳥取海区漁業調整委員会事務局に提出すること。

様式第6号

標識



- ・50センチ四方以上の旗とし、船橋上1メートルの高さに掲げること。
- ・布地はピンク色（県外者にあっては「黄色」）とし、黒の文字で明瞭に記載すること。
- ・記載する文字の大きさは一文字につき8センチ四方以上とし、その文字の太さは1.5cm程度を目安とする。

第 号
令和 3 年 月 日

島根県知事
島根海区漁業調整委員会長

様

鳥取海区漁業調整委員会長
(公印省略)

鳥取県海面におけるすくい網漁業の操業に関する指示について（通知）

このことについて、別添鳥取県公報の写しのとおり指示しましたので、関係漁業者への周知、指導についてよろしくお願ひします。

なお、すくい網漁業の承認申請等については、別添の鳥取海区すくい網漁業操業承認事務取扱要領によることとし、承認隻数等については、下記のとおりですので、御承知ください。

また、当該漁業の操業の適正化を図るため、承認を受けた者の操業の条件として、操業中に承認標識を掲げなくてはならないこととしておりますので、あわせて関係漁業者への周知、指導をお願いします。

記

- 1 承認隻数 22隻（令和2年度の漁獲実績のある隻数は22隻）
- 2 操業区域 西伯郡阿弥陀川河口中央から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 27.65 分）と西伯郡大山町御崎突端から正北の線（世界測地系 経度 東経 133 度 35.42 分）の間の鳥取県海面

担当

委員会事務局
電話 0857-26-7318
ファクシミリ 0857-26-8131

令和2年度漁期ズワイガニ漁について

令和3年2月25日

水産課

1 概要

【TAC(漁獲可能量)、漁獲状況及び自主規制】

- ① 令和元年度A海域ズワイガニTACは前年から200㌧増え3,400㌧(うち大臣管理分2,495㌧)となり、本県のTACも前年度から77㌧増え947㌧となった。
- ② 昨漁期から、漁期終了までズワイガニが安定供給できるよう、下表のとおり漁期当初から自主規制を強化しており、TACが増えた今漁期も継続している。

項目	自主規制の内容
松葉がに	甲幅規制の引き上げ(9.5cm→10.5)、指3本以上ないものの水揚げ不可
親がに	1航海当たりの漁獲上限枚数の削減(△25~30%)
若松葉	漁期の短縮(△12日)⇒開始日の変更(1月20日→2月1日) 1航海当たりの漁獲上限枚数を削減(△50~61.5%)
公休日	回数の増加(24時間×3回→4回)

- ③ 今漁期11月の漁獲量は前年より14㌧し、TAC消化率は40%(前年45%)となり、12月末の累計でも前年より48㌧減少し、TAC消化率は61%(前年72%)であった。
- ④ 漁獲残枠が十分に残っており、1月以降もズワイガニが安定供給できる見込みとなつたため、県沖底協会は、更なる規制の強化は行わず、当初の自主規制を継続している。
- ⑤ 1月16日、A海域ズワイガニTAC協定委員会の結果、福井県底(知事管理)に20㌧、島根県底(大臣管理)に2㌧に対するTACの追加配分があった。
- ⑥ 1月末時点での漁獲量が606㌧、TAC消化率が64%(前年76%)であり、現在のところ追加の規制等はされていない。

【県の対応状況】

- ① 11月7日に初競り、17日に解禁後1週間の水揚げ状況、12月4日、1月8日、2月5日及び3月6日に各月末時点の水揚げ状況を資料提供した。
- ② 解禁後、日々の漁獲量、漁獲金額及びTAC消化率のモニタリングを開始し、関係漁協、支所及び水産庁境港漁業調整事務所に情報提供した。また、毎週金曜日に鳥取県観光連盟にも漁獲量及びTAC消化率を情報提供した。

2 銘柄別漁獲量、漁獲金額、単価

【松葉がに】

- 11月の漁獲量は、前年より16㌧増加した一方、12月は前年より20㌧減少した。1月末累計は前年を47㌧上回り、279㌧(前年比95%、平年比120%)となった。
- 単価はGoToトラベル等の影響で11月に4,575円/kg(平年比117%)、12月は8,722円/kg(平年比155%)と平年を大きく上回ったが、GoToトラベルの中止及び緊急事態宣言の影響等により1月は3,297円/kg(平年比57%)と平年を大きく下回った。
- 漁獲金額は1月末累計で統計のある昭和39年以降で最高額だった昨漁期の1,458百万円を超えた1,528百万円となり、2月、3月でさらに増加する見込みである。

【親がに】

- 漁獲量は12月末累計で前年を44トントン下回り、326トントン（前年比88%、平年比64%）と減少した。
- 単価は3,904円/kg（前年比127%、平年比188%）と大きく上昇し、1991年、1992年に次ぐ3番目の高値となった。
- 漁獲金額は12月末累計で前年の最高額を更新し、1,272百万円（前年比112%、平年比126%）となつた。

【若松葉がに】

- 前年から漁期を縮減し、2月1日～28日までの漁期となっている。
- 現在（2/12時点）の漁獲量は14トントン（前漁期20トントン）、漁獲金額は26百万円（前漁期33百万円）で単価は1,816円/kg（前漁期1,691円/kg）となつてゐる。

【五輝星】

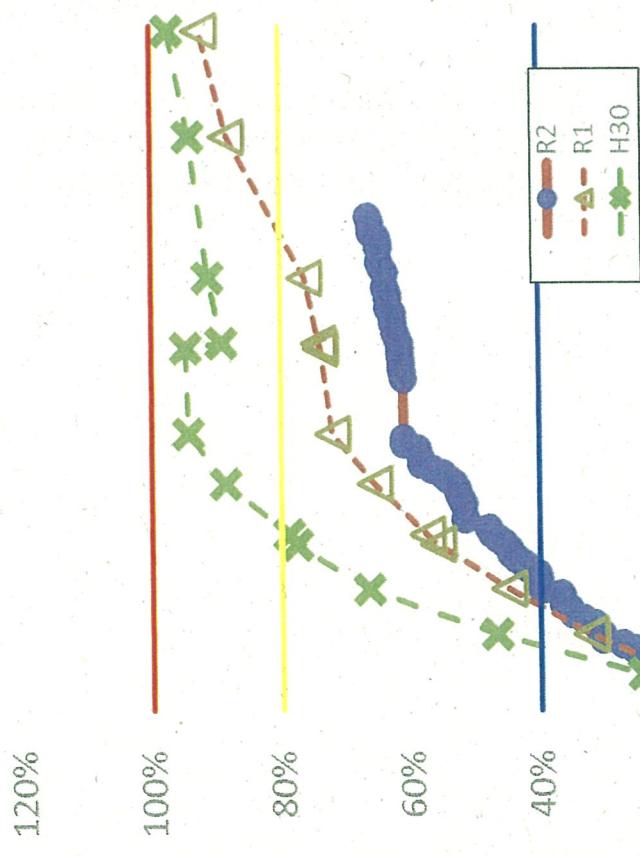
- 高品質の松葉がにをトップブランド化する取組がH27年漁期から6年目を迎えた。
- 11月7日の賀露市場での初競りで、一枚50万円が今漁期の最高価格となつてゐる。
- 1月末時点での水揚げ状況は85枚と前年（101枚）よりやや少ない。

3 まとめ

- 令和2年度漁期は前年からTACの量は増えたが、強い寒気による時化などがあり、漁獲量はやや少なめで推移している。漁獲管理は順調に進捗し、観光業等に影響はなかった。
- 新型コロナウイルス感染症の影響で価格の下落が心配されたが、GoToトラベルの影響で11月12月は単価が非常に高く、過去最高の水揚げ金額となつた。その後、感染症の拡大に伴うGoToトラベルの中止、非常事態宣言の発令などにより、旅館、外食向けの需要が減り、単価が急激に下がつた。
- 前漁期から親がに及び若松葉がにの規制が強化されているが、結果として漁獲金額は増加しており、漁業者にもプラスになっている。来年度漁期からは新しい漁業法に基づいた資源管理が始まることもあり、新しい資源管理の中で、現行の自主規制措置のあり方についても検討が望まれる。

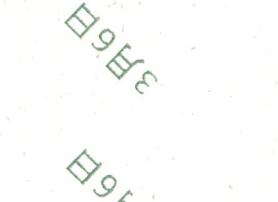
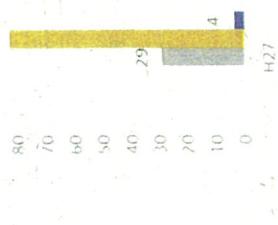
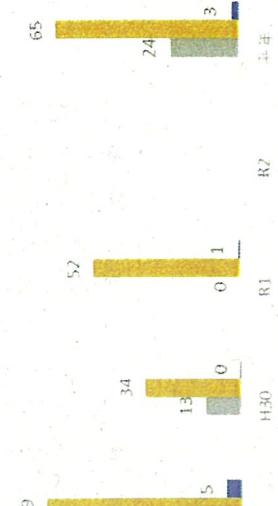
令和2年度ズワイガニ漁水揚げ状況 (R2年度は1月末日現在)

漁期別ズワイガニTAC消化率



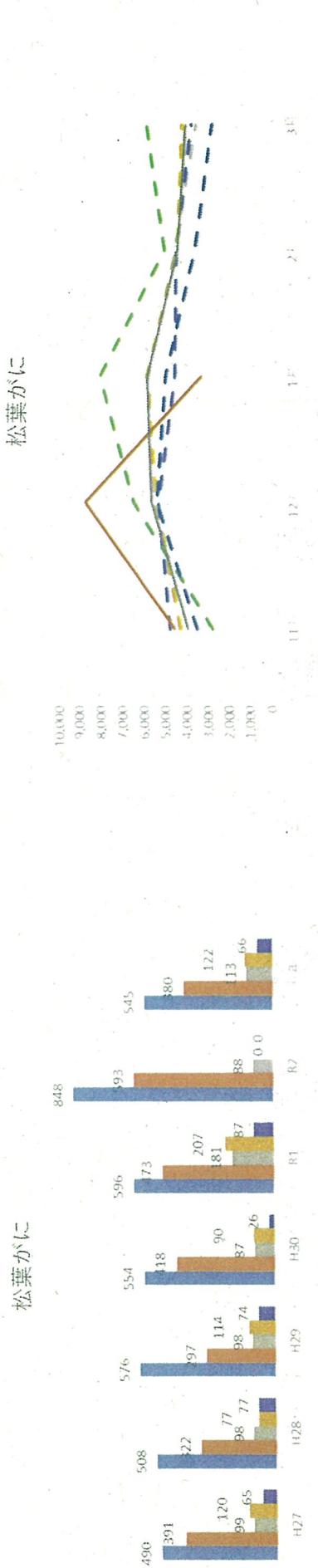
2月12日現在
66.5%

若松葉がに
親がに

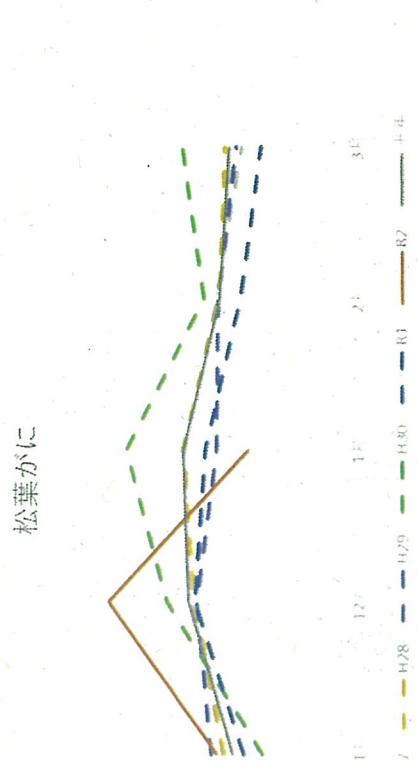


令和2年度漁期ズワイガニ漁水揚げ状況

漁期別月別漁獲金額（百万円）

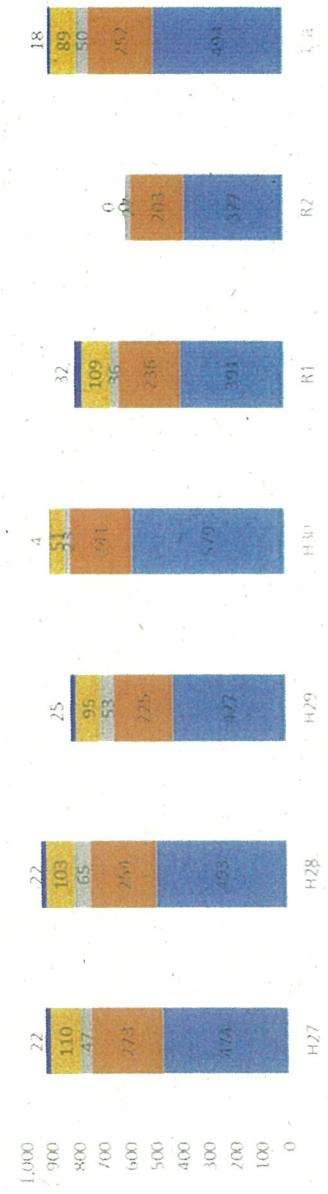


漁期別月別単価（円/kg）

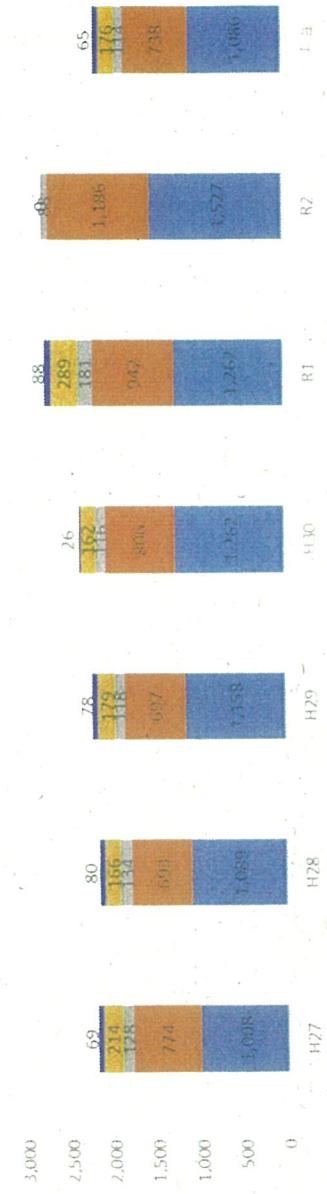


令和2年度漁期ズワイガニ漁水揚げ状況

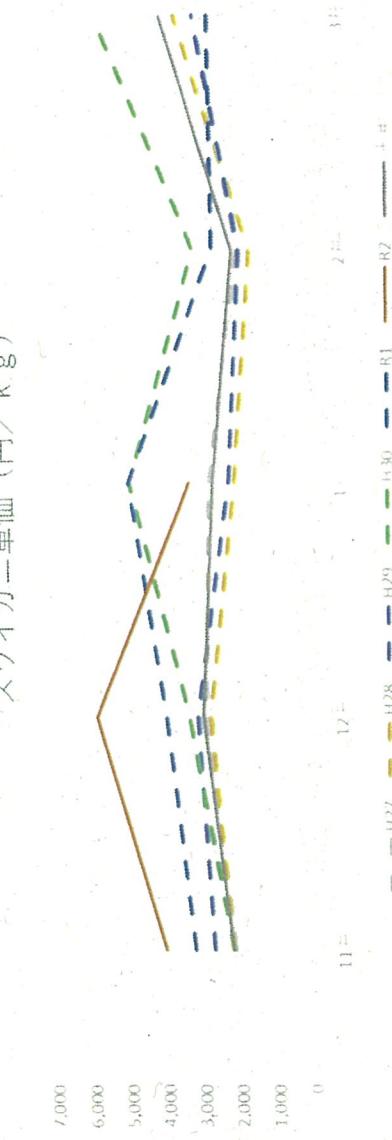
ズワイガニ漁期別月別漁獲量(㌧)



ズワイガニ漁期別月別漁獲金額(百万円)



ズワイガニ漁期別月別漁獲単価(円/kg)



キジハタの漁獲サイズ規制の委員会指示について（報告）

現在、漁業者が資源管理のために、自主規制でキジハタの小型魚の再放流に取り組んでいるが、一方で遊漁者はサイズに関係なく自由に釣獲している実態がある。漁業者は本種の種苗放流も行っており、その効果を十分発揮させるためにも、委員会指示で来年度から鳥取県下全域で全長 27cm の漁獲サイズの規制を行い、資源管理を確実に進めたい。

漁業者による 27 cm 未満魚再放流の自主規制に至る経緯

- ・小型魚保護のため、酒津では平成 20 年から 22 cm 未満魚の保護を実施。
- ・平成 23 年の第 1 回鳥取県沿岸漁業調整協議会において、全長 27 cm 未満魚の再放流を淀江～賀露で進めていくことが決定された。
- ・平成 28 年の種苗放流事業化を機に、県下統一で全長 27 cm 未満の小型魚の再放流に取り組んでいる（赤崎町漁協では、独自に平成 23 年から全長 30cm 未満の再放流を実施）。

所属	取組内容
鳥取県漁業協同組合	全長 27 cm 未満魚の再放流
田後漁業協同組合	
中部漁業協同組合	
米子市漁業協同組合	
赤崎町漁業協同組合	全長 30 cm 未満魚の再放流

再放流を 27cm とした理由

- ・産卵を本格的に始めるのは全長 27 cm 程度の個体からであること、また、本種は雌性先熟（小型魚はすべて雌で成長に応じて雄に性転換する）であるため、小型魚の保護は産卵親魚を保護することになるため。

漁業者の自主規制の強化の方向性

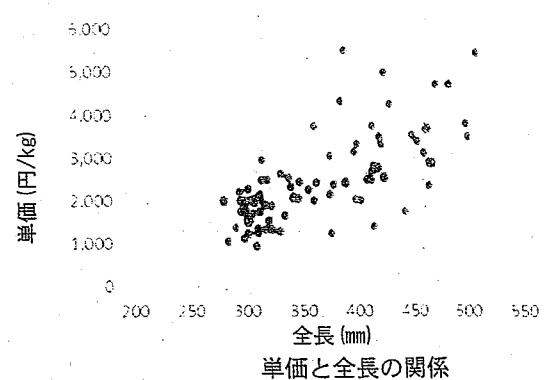
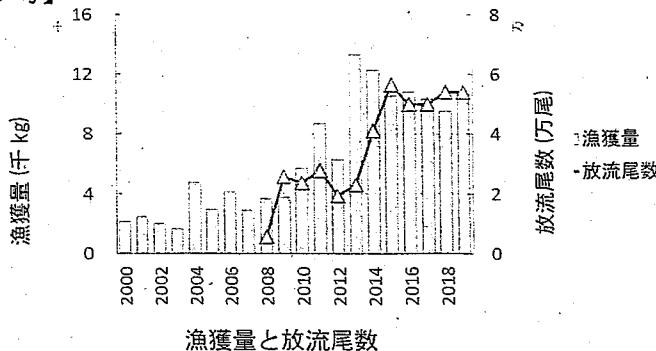
- ・本種は大型になるにつれて単価が高くなる傾向があり、特に 1 kg（全長 40cm 程度）以上から高値が付く。また、栽培漁業センターの調査では、大型個体の方が脂質が多い傾向がある。
- ・これらのことから、更なる自主規制の強化（全長 30 cm に変更）を検討中。
- ・漁業者からは自主規制の効果を得るために遊漁者の協力も必要という意見が挙がっている。（キジハタ栽培漁業推進協議会、キジハタ勉強会、令和 2 年 4 月浜回り等）

他県の事例

山口県日本海海区漁業調整委員会・山口県瀬戸内海区漁業調整委員会

「全長 30 センチメートル未満のきじはたは、採捕してはならない。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りではない。」（平成 25 年 10 月 1 日から毎年）

【参考】



海上保安庁「海しる」画像を加工して使用

